

融資金振込口座指定書 兼 資金の代理受領に関する委任状

株式会社LIXILホームファイナンス 御中

令和 年 月 日

捨印	お申込人 (主債務者)	住所	実印
		氏名	

私は、融資金を私の指定する下記1の口座へ振込むよう 下記の特約事項を確約のうえ依頼します。

記

1. 融資金振込口座

(1) 融資金の受領方法について、以下の方法へと依頼します。(□に○印を入れてください)

- 本人口座 (お申込人または連帯債務者)
 代理受領 (売主・建設会社等)

受任者 住所

捨印	会社名	実印または LHF届出印
	代表者	
	【委任者との関係： _____】	

(2) 上記(1)で代理受領を選択した場合、私(借入申込人)を委任者、代理受領者を受任者とし、私が先に貴社に借入申込みを行った長期固定金利住宅ローン「フラット35」(機構買取型)の資金の請求に関すること並びに受領に関することを受任者に委任します。さらに、下記3の事項を約します。

(3) 融資金の受領は、以下の金融機関口座へ振込むものとします。

金融機関	カナ	銀行 金庫 組合	カナ	本店 支店 出張所
	漢字		漢字	
金融機関コード			支店コード	
種目	普通・当座	口座番号		
口座名義	※カナ			
	漢字			

※ カナ記入例・・・株式会社：(カ)、有限会社：(ユ)、代表取締役：(ダイ)

2. 特約事項

- 私は本指定書を、金銭消費貸借契約証書と同時に提出します。
- 本指定書提出後の指定口座の変更は、融資実行予定日の5営業日前までとします。また、貴社の事務手続上、変更ができない場合があることを承知します。なお、変更ある場合は、再度本指定書を提出することとします。
- 私は本指定書を提出することにより、実際の融資を約束するものではないことを承知します。

3. 代理受領の場合の追加特約事項

- この請求並びに受領の方法は委任者の責任において希望するものであり、受任者において当該資金受領の上は、売買契約または請負契約上の瑕疵その他の事由により紛議が生じた場合でも、貴社および住宅金融支援機構には一切迷惑をかけることなく委任者と受任者の間ですべて解決します。
- 委任者は本件委任事項を受任者以外の者に重ねて委任しません。また、受任者は復代理人を選任しません。
- 委任者は貴社に対して有する融資金請求の権利を他に譲渡あるいは質入れしません。
- 前記借入金は受任者が受領することとし、委任者はこれを受領しません。
- 本件委任の任意解除・変更届については全て委任者・受任者双方連署の書面により速やかに貴社に届け出るものとし、これによらない場合には貴社が資金交付を保留しても異議を申し出ません。
- 本件委任について法定の終了事由(死亡・破産等)が発生した場合には、委任者または受任者が速やかに貴社に対し書面により届出ます。また、この届出がないまま貴社が本件委任の内容に従って受任者に借入金を交付した場合には貴社は免責されます。
- 受任者が代理受領すべき金額は借入金額総額から次のイ～の諸費用等を控除した残額となることを了承します。
 - 融資事務手数料
 - 団体信用生命保険特約料(団体信用生命保険加入を希望した場合)
 - 火災保険料
 - 抵当権設定にかかる登記費用(登記を貴社が代行した場合)
 - つなぎ融資の返済元利金及び事務手数料等(つなぎ融資を利用した場合)
 - その他融資手続に要した費用(振込手数料・収入印紙料・貴社が登記を代行した場合の司法書士手数料等)

以上

LHF使用欄

検印	照合	担当者